

## 第27回 上牧町まちづくり基本条例策定委員会

日 時 平成25年 1月18日 (金)

午後1時00分から

場 所 上牧町役場 3階 委員会室

### 次 第

#### 1 開 会

#### 2 答申書の全体構成並びに内容の検討及び確定について

- ・前文に関する採決について
- ・条文構成（並べ方）の最終決定について
- ・答申書（鑑）について
- ・条例素案の構成並びに骨子（簡易解説）について
- ・その他参考資料について

#### 3 町長への答申について

- ・答申の日時及び場所：平成25年 1月31日 (木) 午前9時00分  
役場 3階 委員会室
- ・答申日の委員の出欠（確認）

#### 4 その他

#### 5 閉 会

## 上牧町まちづくり基本条例策定委員会（第27回）議事録

開催日時 平成25年1月18日（金） 午後1時～午後3時  
開催場所 上牧町役場 3階 委員会室  
出席者 委員 20名  
欠席者 委員 3名（柄沢委員、梶野委員、辻委員）  
傍聴者 1名  
事務局 都市環境部 外川部長、同部まちづくり推進課 西山課長、福西課長補佐、  
松井係長、野村主事

### 開 会

#### 委員長あいさつ

議 長 それでは進めていきたい。次第の2の前文に関する採決であるが、前回、町民部会から提示のあった前文案について、採決をしたところ9対9の同数であった。今回の委員会の冒頭で再度決を採るということであったので、今から決を採りたいと思う。まず、前回欠席された方から意見を求めたいと思う。

藤井委員 今この提案があったことに驚いているが、趣旨としてはどちらも同じことであると思う。もし町民部会の案が採択された場合には、解説のほうで上牧町の暗い部分をきっちり書くということであればいいのではないか。しかし、まずは既決定案でいこうというのが私の考えである。

西野委員 当初、前文については長いとか短いとかいう議論になって、一応は決まったものと思っていたが、なぜ今提案されたのか、採決を取るべきなのかと思っている。提案されたものについては同意できない考えである。

山中委員 前回の議事テープも聞かせてもらった。意見としては当初の前文でいいと思う。

小谷委員 前文の作成にあたっては、議会部会で一任されて、各委員からも意見を提出してもらって作成したと思っている。この件については、最終的に意見

はないかと聞かれて、何もなかったので、決定されたと認識しているので、当初の前文でいいのではないかと思います。

議 長 それでは、前文案についての採決をとりたいと思う。決については、本日20名が出席であるので、そのメンバーで行いたいと思う。(委員からの異議なし) ①既決定案、②町民部会案、決の結果、前文については、①既決定案とする。

続いて、条文構成(並べ方)の最終決定についてであるが、こちらについては、事務局の作成案と田島委員からの案の2種類がある。それと条例素案と構成並びに骨子(簡易解説)についても2種類あると思うので、確認願いたい。それでは、田島委員に説明をお願いしたい。

田島委員 <構成等についての説明>

議 長 皆さんから意見等を聞いた後、どちらかに決めていきたいと思う。

小林委員 田島委員が提案したものには三点ある。一点目は、町民、住民の定義の見直しの話で、これも委員会で決めていることであるので、決を採るのかということになる。二点目は、条文の並べ替えの話で、参画・協働といったより大事なものを前に持ってくるという提案である。三点目は、並べ替えた結果、町民の条項がないので、全体のバランスが悪いから新しく条文を作ろうという提案である。この提案は3つに分けて議論してはどうかと思う。

田島委員 定義については、決定事項ということで次の新しい委員会で検討してもらおうという形をお願いしたい。

議 長 では、条文の並べ替えと町民に関する条文が新たにできたというところの議論になるが、他に意見等はないか。町民部会の皆さんからの意見等はないか。

田島委員 これを提案させてもらったのは、部会に分かれたが、全員がすべての条文を作るとすごく時間がかかるので、それを分担して行うということで便宜的に分かれただけで、最終的に部会から出されたのはたたき台として出さ

れたので、それを委員全員でたたいていくというのがこの委員会の主旨であると思い、部会は解消されたということで提案させてもらっている。

議長 もちろん理解はしている。ただ、町民の条文は町民部会の方が一番よく見ていると思うので、意見を聞いただけである。

小林委員 条文の並び替えについては、情報共有と参画協働の章を前に持ってくるということで、住民、町民主体の新しい町の運営ということでよりはっきりするのではないかとということで提案されたと思うが、並べ替えがうまくいくのであれば、この方がいいと思う。

足立委員 私としては、もう少し冷静に考える時間がほしい。

畑中委員 田島委員の意見には賛成である。条文の並び方については、非常に分かりやすいので、圧倒的にこちらのほうがいいと思う。

小林委員 足立委員から考える時間がほしいということだが、前回の委員会で持ち帰って考えるということであったので、急な話ではないということと本日が事実上、最後の委員会である。次回は答申前の最終確認みたいな形になると思うので、今日決めてしまわないといけない。

山中委員 総則、情報の共有、参画と協働については、この順番で賛成である。  
第4章のまちづくりの担い手については、田島委員の案では、町民、議会、執行機関となっているが、もともとの素案では、第2、3、4章を一つにまとめておられるが、これについては、足立委員の意見のとおり時間をかけて、しっかりとした議論をしないといけない。というのも、まちづくりの担い手というのは賛成だが、それを町民、議会、執行機関の3つに分けるのには意義がある。もっと原点に立ち返って議論する必要があると思うので、今回の答申はもともとの素案のままの第2、3、4章で提出する方向でいいと思う。

議長 ほかに意見等はないか。なければ、決を採って決定したいと思う。①田島委員の提案、②原案で決を採りたいと思う。

- 山中委員 委員長が二つの案を挙げたが、私は③第6、7章を前に持ってくるという案が抜けていると思う。
- 小林委員 第6、7章を前に持ってくるだけで、条文自体は変わらないということであるのか。
- 山中委員 田島委員の案の第4章は、もともとの案の第2、3、4章はそのままでいいということである。その理由はもっと議論が必要であるからである。
- 小林委員 言っている趣旨は分かったが、気になるのが、原案の第6、7章が前に上がるということだが、そうすると参画と協働、情報の共有については、町民の権利と義務のところに似たような条文がある。その整理がされないままに前に上がるということであるのか。田島委員はそこを整理して条文を提案されたと理解する。
- 山中委員 かなり前の全体会で発言したが、そのまま議論されずに済まされているのだが、参画と協働というのは何も住民に関することだけではない。住民、議会、行政というそれぞれの観点からの参画と協働であるから、町民の専門事項ではない。すべてに関わる基本原則であるという意味である。
- 田島委員 そのままで前に持ってくると、基本条例の素案のところで、原案の第7章を見ると、「まちづくり参画における町の責務」、「審議会等」、「住民投票」、「まちづくり協議会」という並び方になるので、初めて条文を見る人は、「まちづくり参画における町の責務」、「審議会等」を見ると何のことなのか分かりづらくなるのではないかと思う。
- 柄沢委員 前は欠席をしたが、原案と田島委員の違いがまだ把握できていない。今決を採られても把握できていないので、整理が必要ではないか。
- 山中委員 先ほどの田島委員からの指摘で分かりづらいのではないかという件であるが、確かにそうだと思うので、新委員会で議論をし直す必要があると思う。であるから原案のままでいいと思う。特に大事なのはまちづくりの担い手である。

小林委員 田島委員の提案は、第16条と第17条が新しく入ったというだけで、ほかは同じものが並べ替えられているというように理解したが確認したい。

田島委員 新たに加えた条文は、第16条と第17条のみであるが、第12条「参画機会の保障」が具体的な項目として加わっている。それとタイトルも変わっている。

藤村委員 これは簡単に決を採るべきではないと思う。時間がないので、ここら辺りの議論も新委員会に委ねてはどうか。

議長 今の意見を踏まえて田島委員はどうか。

田島委員 まだまだ議論が必要であるということであれば、新委員会に委ねるという形でも結構である。

小田委員 町民部会案と田島委員の案では捉え方が違うと言うように思う。やはり時間をかけての議論が必要であり、二つの案を照らし合わせたい。原案を先行という形で、この前から一度決まれば変わらないというような形が強く出ていたので、新案のほうは次の委員会に委ねるということにしておく。あるいは、今月にもう1、2回の委員会を開催するというのも一つの案かと思う。

堀内委員 第16条については、偏った考え方もあるので、かなりの議論も必要である。また、専門家の意見も聞いて判断していかないと、偏ったものになることが大きいので、それだけに委員会としてこういった意見があったということで預かる形で、議論については基本的なことからはじめないといけない。

小林委員 自治の本旨については、偏った考え方もあるという意見であるが、自治については、憲法の解釈としては団体自治と住民自治があり、バランスよく機能するということを前提とした規定が現在の憲法の解釈であり、地方自治法もそうであると理解しているので、決して違和感のある表現ではないと思う。  
それと小田委員から一旦決まったことは議論しないという意見があったが、

並べ方（構成）については今日が議論のテーマである。まだ決まっていない話である。

並べ方については決めないといけないので、一般的な並べ方でいくのか、違う並べ方にするのか、そこだけ決を採ってはどうか。

田島委員 調整会議のときに、先に構成を決めてから条文を作ったほうがいいのではないかという提案をさせてもらったことがあるが、構成を決めるというのは、ここで決めることなので、事務局から提案されたのは従来の骨子のままで出されただけで、構成を議論するのはこの場が初めてだということで理解していたので、構成案ということで提案させてもらった。  
条文の中身は新委員会で議論してもらって、並べ替えの順番としては、情報共有を第2章に、参画と協働を第3章に持ってきて、町民の権利、義務云々という形に、とりあえずはしておいて、新委員会で議論をしてもらうということで進めてもらいたい。

畑中委員 意見を聞いていて、なるほどと思うところもあるし、もう少し議論が必要であると思うところもあるが、並べ替えとしては、第6章情報の共有、第7章参画と協働を第2章、第3章に持ってきて、あとを順送りにし、中身は触らないという形でいいと思う。

山中委員 田島委員の第2章、第3章はもう少し議論が必要であると考えているので、もともとの案のほうがいいということである。中身については、次の委員会に委ねるということにしてはということである。

議 長 それでは、決を採りたいと思う。

藤村委員 田島委員の案は構成のみで、中身については触らないということであると理解していいか。

議 長 そうということである。また、変えてその議論はどうするのかということであるが、その辺りは変えるという前提があればそこで諮りたいと思う。

柄沢委員 確認であるが、事務局案のほうの条文で、標題が田島案のもので変えるということであるのか。

山中委員 藤村委員の意見になると、私が先ほど言った「担い手」の問題が生きてくることになる。「担い手」については、まだ議論が必要であり、今回は元のままでいいということである。田島案は、事務局に比べて、条文の内容が変わっているの、その辺りをはっきりしてほしい。

議 長 二つの案については、①原案と②田島委員の案で決をとりたい。語句の訂正はないという前提で考えていただきたい。折衷案として標題だけを入れ替えるという案もあったが、山中委員からの指摘もあったとおり、標題を入れ替えるには内容についての議論が必要であるという意見の方は、現行の案でいってもらいたい。

決の結果、賛成多数で①原案とする。申し送り事項で並べ替えの議論が必要であるということを私が責任を持って新委員会に伝えるということにしたい。

— 休 憩 —

議 長 それでは定刻となったので始めたいと思う。次第2の答申書（鑑）についてということで、今回配付資料として添付させてもらったので、確認していただきたい。

小田委員 「上牧町まちづくり基本条例（案）」とあるが、「(素案)」としたほうがいいのではないか。

議 長 そのように訂正する。

小林委員 気になったのが、真ん中あたりの「なお、……まちづくり等の施策は行政だけで担うものではなく……」とあるが、確かに立案や執行は行政がすると思うが、議会も施策の審議という面で絡んでくるところがあるので、現在は行政と議会が担っているというようにしたほうが妥当ではないか。そこに新たに町民が協力連携していく。これでは議会が蚊帳の外みたいな感じになってしまう。

山中委員 私も小林委員と同じ意見である。「なお、……まちづくり等の施策は

町と町議会だけで担うものではなく、町民が協力連携して・・・」としてどうか。

植村委員 この「なお」以降の部分については、従前がどうだったとかではなく、三者でしていかなくてはいけないという趣旨で作っていると読めるのでこのままでもいいと思う。

議 長 この答申は、行政の長に対する答申書なので、行政に対してのことということで、行政にした。議会はどうかという意見もあったが、このまちづくり基本条例策定委員会のなかで議会が聞いていなかったことが沢山あった。行政だけでしていくのではなくて、議会にも町民にも必ず報告をするということで、あえて「行政だけ」ということにした。

小林委員 実際問題では二元代表制ということでは、首長と議会が町を担っているのは制度である。しかもそこに町民が加わるということを強調しないといけない。そのこの部分の書き方については任せることとしたい。

議 長 一任ということでさせてもらう。ほかに意見等はないか。

柄沢委員 「なお、・・・まちづくり等の施策は行政だけで担うものではなく・・・」の部分は、「なお、・・・まちづくり等の施策は町民、議会、行政の三者が協力連携して推進していくことが・・・」にしたほうが分かりやすいと思う。

議 長 それでは次の議題に進みたい。条例素案の構成並びに骨子（簡易解説）についてであるが、こちらのほうも答申書に添付させてもらう。続いて、その他の参考資料についてということで、こちら各部会の資料を参考資料として、答申書に添付させてもらう。

小林委員 行政部会のコンプライアンスのところはどうなっているのか。

藤村委員 資料のなかで、要約が必要と書いてあるので、早急に縮小した形のものを作成したいと思う。

議 長 それでは、この資料については一任するので、お願いしたい。  
ほかに意見等はないか。

柄沢委員 もう少し詳しい解説版みたいなものはつけないのか。  
議論のなかで解説書に委ねる部分が沢山あったと思うので、解説書がどこ  
までのものができるのか期待しているが、この簡易解説であれば、本文と  
あまり変わらないと思った。

議 長 解説書について話し合う時間があるのかという話のなかで、とりあえず簡  
易解説に留めようということであった。各部会での解説書の作り方も整合  
がとれていないので、それを統一するには時間が足りないということで、  
事務局のほうで簡易解説を作ってもらい、それにプラスであるが、参考書  
類として新委員会のほうにも引き継ぐ形での資料として添付するというこ  
とである。

柄沢委員 参考資料として、新委員会に引き継ぐということで理解する。

議 長 それでは続いて委員名簿については、現行の委員が記載されている名簿を  
添付する形で採用したい。(委員からの異議なし)  
次第3の町長への答申の日時及び場所については、平成25年1月31日  
(木)午前9時から役場3階委員会室で行う。よって8時50分に集合し  
ていただきたい。欠席される場合は事務局まで連絡をしていただきたい。

閉 会

第28回委員会 1月28日(月)午後1時から 役場3階委員会室